

海岸耐震対策緊急事業実施要綱

平成 19 年 3 月 30 日 国港海第 465 号：港湾局長→都道府県知事、政令市長、一部事務組合管理者、東北～九州地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長

第 1 目的

海岸耐震対策緊急事業（以下「本事業」という。）は、堤防・護岸等の耐震対策を海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施することにより、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的とする。

第 2 事業主体

本事業の事業主体は、海岸管理者とする。

第 3 事業の対象

本事業は、海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 40 条第 1 項第 1 号に規定する海岸保全区域内（同条第 2 項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域（海水の侵入により浸水するおそれがある区域）に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察署、消防署、病院等）がある地区等）を有すること。

- ① 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸
- ② 東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸

(2) 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに事業実施内容を記載した第 5 に規定する海岸耐震対策緊急事業計画（以下「事業計画」という。）が策定されている地区であること。

(3) 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。

- ① 都道府県が行うもの 5,000 万円以上
- ② 市町村が行うもの 2,500 万円以上

第 4 事業の内容

本事業の内容は、原則として、堤防・護岸等の耐震対策を対象とする。

第 5 事業計画

1 事業計画の作成

本事業を実施しようとする海岸管理者は、関係機関の意見を聴取し、当該事業に係る事業計画を作成するものとする。

2 事業計画の内容

事業計画は、事業着手から原則として 5 年以内に成果目標の達成が見込まれるよう次に掲げる

事項について定めるものとする。

- (1) 海岸の概要
- (2) 事業の概要
- (3) 計画の内訳
- (4) 浸水防止に関連した総合的な計画
- (5) 成果目標
- (6) 関係機関との連携
- (7) 関連するソフト対策
- (8) その他参考となる事項

3 事業計画の同意

海岸管理者は、1の規定に基づき作成された事業計画について、国土交通大臣に協議し、その同意を得るものとする。

4 事業計画の変更

海岸管理者は、同意を得た事業計画を変更しようとする場合には、3の手續に準じて行うものとする。

第6 事業の実施

海岸管理者は、同意を得た事業計画に基づき、計画的・効率的に海岸事業を実施するものとする。なお、実施に当たっては、所期の目的を十分達成するよう、効率的かつ効果的な工法及び対策手法を検討するものとする。

第7 国の補助金の交付

国は、本事業の実施に要する経費について、別に定めるところにより予算の範囲内において海岸管理者に対して補助金を交付するものとする。

第8 国の助言

国は、本事業の実施に当たって、必要な助言を行うものとする。

第9 報告

- 1 海岸管理者は、事業完了後、速やかに、当該事業のもたらす効果等について評価を行い、これを公表するとともに、国に報告を行うものとする。
- 2 その他国が必要と認めた場合、当該事業の効果等に関する報告を行うものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

○ 海岸耐震対策緊急事業実施要領

第1 趣旨

海岸耐震対策緊急事業の実施については、「海岸耐震対策緊急事業実施要綱」（平成19年3月30日付け国港海第465号港湾局長通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところにより、実施するものとする。

第2 事業計画の同意

1 海岸管理者が要綱第5の3の同意を得るに当たっては、要綱第5に規定する事業計画（別記様式第2号及び様式第3号）を作成の上、別記様式第1号により事業計画協議書（以下「協議書」という。）を地方整備局長等（北海道については北海道開発局長、沖縄県については沖縄総合事務局長、以下「地方整備局長等」という。）を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

地方整備局長等は、別記様式第1号の2により意見を付して副申するものとする。

2 国土交通大臣は、1により提出された協議書を審査の上、事業を実施することが適当と認められるときは、事業計画に同意するものとする。

第3 事業計画の変更

1 要綱第5の4により事業計画の変更を必要とするものは、次に掲げる場合とする。

- (1) 海岸の追加又は廃止
- (2) 耐震対策内容の著しい変更

2 海岸管理者が要綱第5の4により事業計画を変更しようとする場合は、別記様式第4号により事業計画変更協議書（以下「変更協議書」という。）を地方整備局長等を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

地方整備局長等は、別記様式第4号の2により意見を付して副申するものとする。

3 国土交通大臣は、2により提出された変更協議書を審査の上、その変更の内容が適当と認められるときは、当該変更に同意するものとする。

第4 事後評価等の報告

1 海岸管理者は要綱第9の1の報告を行うに当たり、当該事業計画書（別記様式第3号）にて具体的数値目標を設定した成果目標等に基づき評価を行い、その結果を国に報告するものとする。

2 また、浸水防止に関連した総合的な計画に関しても可能な範囲で進捗状況等を国に報告するものとする。

第5 その他

隣接する一連の海岸において海岸耐震対策緊急事業及び他の主務大臣の下で実施される海岸耐震対策緊急事業を実施する場合、一の主務大臣の下で事業実施されることが、背後浸水区域の防護又は住民避難の観点から効果的かつ効率的であると認められるときは、海岸法（昭和31年法律第101号）第40条第2項に基づく大臣間協議等を活用することを原則とする。

(別記様式第1号)

海岸耐震対策緊急事業 事業計画協議書

番 号
年 月 日

国土交通大臣 ○○○○ 殿
(○○地方整備局長経由)

○○県(都道府)知事 ○○○○印

○○海岸等において、海岸耐震対策緊急事業を実施したいので、海岸耐震対策緊急事業実施要綱(平成19年3月30日付け国港海第465号港湾局長通知)第5の3の規定に基づき別紙事業計画書により協議します。

(別記様式第1号の2)

番 号
年 月 日

国土交通大臣 ○○○○ 殿

○○地方整備局長 ○○○○印

海岸耐震対策緊急事業 事業計画協議書について

○○県における○○海岸等の海岸耐震対策緊急事業の実施について、海岸耐震対策緊急事業実施要綱（平成19年3月30日付け国港海第465号港湾局長通知）第5の3の規定に基づき、別紙事業計画協議書が提出されたので、下記のとおり意見を付し副申します。

記

○○県における○○海岸等の海岸耐震対策緊急事業の実施については、別紙事業計画書により、堤防・護岸の防護機能が的確に発揮され、地震発生後の浸水被害からの防護が図られるものと認められる。

(別記様式第4号)

海岸耐震対策緊急事業 事業計画変更協議書

番 号
年 月 日

国土交通大臣 ○○○○ 殿
(○○地方整備局長経由)

○○県(都道府)知事 ○○○○印

○○海岸等において、海岸耐震対策緊急事業計画を下記のとおり変更したいので、海岸耐震対策緊急事業実施要綱(平成19年3月30日付け国港海第465号港湾局長通知)第5の4の規定に基づき協議します。

記

- 1 変更の理由 別紙のとおり
(注) 1 海岸の追加は、当初事業計画策定後に実施する必要性が生じた理由(緊急性等)について十分に整理すること。
- 2 変更の概要 別紙のとおり
- 3 添付書類
(1) 事業計画書等
(注) 1 別記様式第2号、第3号によるものとする。
2 変更する箇所を容易に比較対照できるように変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。なお、新規箇所の追加の場合は比較対照の必要はない。
3 変更の理由を補足するための写真及び資料を添付すること。

(別記様式第4号の2)

番 号
年 月 日

国土交通大臣 ○○○○ 殿

○○地方整備局長 ○○○○印

海岸耐震対策緊急事業 事業計画変更協議書について

○○県における○○海岸等の海岸耐震対策緊急事業の実施について、海岸耐震対策緊急事業実施要綱（平成19年3月30日付け国港海第465号港湾局長通知）第5の4の規定に基づき、別紙事業計画変更協議書が提出されたので、下記のとおり意見を付し副申します。

記

○○県における○○海岸等の海岸耐震対策緊急事業の実施については、別紙事業計画書により、堤防・護岸の防護機能が的確に発揮され、地震発生後の浸水被害からの防護が図られるものと認められる。

(別記様式第2号)

海岸耐震対策緊急事業 事業計画総括表

都道府県名	〇〇県	海岸管理者名	〇〇県	計画期間	平成〇年度～平成〇年度
-------	-----	--------	-----	------	-------------

海岸名	施設名	実施内容等	総事業費(千円)	実施予定期間	備考
		小計			
		小計			
		小計			
合計					

- 備考) 1 事業を実施する海岸は、すべて記載すること。
 なお、本表に記載された海岸は別記様式第3号により海岸ごとの事業計画書を作成すること。
 2 施設名欄には、護岸、堤防等の施設名を記載すること。
 3 実施内容等欄には、耐震対策等(地盤改良工、鋼矢板工等)を簡潔に記載すること。
 4 総事業費欄には、海岸ごとの小計も記載すること。
 5 備考欄には、事業実施の必要性を記載すること。

(別記様式第3号)

〇〇海岸 海岸耐震対策緊急事業 事業計画書

都道府県名		所管名		海岸管理者名	
沿岸名	事業施行場所	海岸保全区域指定	財源負担割合(%)		
	郡 町 大字 地先	平成 年 月 日告示	国	都道府県	市町村 その他
海岸の概要		被災歴	海岸背後地区の浸水被害防護に係る成果目標		
※海岸の位置、自然条件、海岸の状況、地域中枢機能の集積状況、海岸保全施設の設置状況等を記述する。 また、耐震対策に関する現状と課題について、成果目標に関連づけて記述する。		海岸延長 ※ (m)	防護人口 (人)	防護面積 (ha)	その他の成果目標
					※本事業の実施により達成し得る成果目標について記載する。 (本事業の他海岸及び他事業と併せた成果目標の場合は、本海岸分を切り分けて記載)
事業の概要		浸水防止に関連した総合的な計画			
事業の目的、整備の方法等を記述する。		注1			
計画の内訳	実施予定期間		計画総事業費	千円	
	施設名	実施内容等	事業費(千円)	整備予定期間	整備の必要性
			z		
	合計				
関係機関との連携	海岸法第40条第2項、救護・復旧等の危機管理を担う施設(市町村役場、警察・消防署、病院等)との連携				
関連するソフト対策	地方公共団体におけるハザードマップ作成、避難訓練(1回/年)、住民への高潮又は津波に関する情報提供等				
その他参考となる事項					

※印：海岸延長とは、当該事業により耐震対策が実施された海岸線延長とする。
 ○添付資料 (1)所在地及び位置図 (2)計画平面図(標準断面図、構造図等を添付) (3)写真(撮影時期、説明等を記述した海岸の現況写真等)
 (4)地域防災計画等の該当部分の写し
 注1：地震発生に伴う防護区域の浸水被害の防止に関し、海岸保全施設の耐震化、災害に強いまちづくり(避難施設整備、緊急道路の確保)、地震情報や避難指示等の伝達体制、避難計画等に係る総合的な計画(地域防災計画等)の概要を記載する。